

## 根田茂地区園地草刈等業務委託仕様書

- 1 本業務は、契約書、仕様書及び添付図面に基づき行うものとする。
- 2 作業内容は、次のとおりとする。
  - (1) 草刈（2回／年） 実施時期：6～7月及び9～10月
    - ア 添付図面の園地内の草を草刈機等を使用して刈るものとする。
    - イ アヤメ植栽部分の管理は、地元自治会が行うので、当該部分には立ち入らないこと。
    - ウ 刈り取った草は、速やかに処理するとともに、作業箇所を清掃すること。
  - (2) 剪定（1回／年） 実施時期：9～10月
    - ア 美観上、樹木の輪郭を整え、枝葉の更新及び病虫害防除の目的で徒長枝を剪定する。
    - イ 刈り込んだ枝葉は、速やかに処理するとともに、作業箇所を清掃すること。
- 3 監理は、次のとおり行うものとする。
  - (1) 必要に応じて保安施設を設けること。
  - (2) 園地利用者及び付近住民の安全対策に必要な措置を講ずること。
  - (3) 業務の実施に必要な水、電力等は支給しない。
  - (4) 作業終了時には速やかに後片付け及び清掃等を実施し、園地利用者等に支障のないようにすること。
  - (5) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」（盛岡市ホームページを参照）に準じて報告すること。
- 4 提出書類
  - (1) 実施工程表
  - (2) 業務完了報告書
  - (3) 施工箇所の写真（施工前及び施工後）
- 5 作業の実施において疑義が生じた場合は、直ちに発注者の担当者に報告し、両者協議のうえ対応するものとする。

【施工場所】

